

平成 28 年 2 月 3 日

東京国際空港第 2 ゾーン整備・運営事業に係る国有地の貸付 修正表

別紙 2 東京国際空港第 2 ゾーン整備・運営事業に係る国有地の貸付 様式集及び記載要領

章・節	頁	修正前	修正後				
5. 入札における提出書類	3	5. 入札における提出書類 (1)提案審査書類提出書(様式 8) <正 1 部、副 30 部>	5. 入札における提出書類 (1)提案審査書類提出書(様式 8) <1 部>				
7. 提出方法	7	7. 提出方法 提案審査書類提出書、仕様書に関する確認書、提案審査書類は、正本及び副本を指定の部数提出すること。また、副本の表紙には、右肩に通し番号を付けること。	7. 提出方法 提案審査書類は、正本及び副本を指定の部数提出すること。また、副本の表紙には、右肩に通し番号を付けること。				
様式 8	31	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">通し番号</td> <td style="text-align: center;">/ ●</td> </tr> </table> <p>【様式 8】提案審査書類提出書</p>	通し番号	/ ●	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">登録受付番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>【様式 8】提案審査書類提出書</p>	登録受付番号	
通し番号	/ ●						
登録受付番号							
様式 9	32	<p>【様式 9】仕様書に関する確認書</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="text-align: center;">登録受付番号</td> <td></td> </tr> </table> <p>【様式 9】仕様書に関する確認書</p>	登録受付番号			
登録受付番号							

様式 11 (表紙)	36	【様式 11】提案審査書類 表紙	【様式 11】提案審査書類 表紙
		登録受付番号	登録受付番号
			通し番号

別紙 3 東京国際空港第 2 ゾーン整備・運営事業に係る国有地の貸付 基本協定書 (案)

条項	頁	修正前	修正後
第 4 条 注記 3	4	基本協定書 (案) は、 <u>選定事業候補者が SPC (株式会社) を設立し、その後、国、選定事業候補者及び SPC (株式会社) の間で締結されることを想定しております。</u> 選定事業候補者が株式会社以外の SPV を設立する場合、又は SPC を設立しない場合には、基本的な条件を変更することなく、この協定の規定を適宜修正します。	基本協定書 (案) は、 <u>国及び落札者構成員</u> の間で締結されることを想定しております。 <u>落札者構成員</u> が株式会社以外の SPV を設立する場合には、基本的な条件を変更することなく、この協定の規定を適宜修正します。

別紙4 東京国際空港第2ゾーン整備・運営事業に係る国有地の貸付 国有財産定期借地権設定契約書（案）

条項	頁	修正前	修正後
第16条 第3項	3	甲は、第1項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償ないし補償を要しない。	甲は、第1項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何らの賠償ないし補償を要しない。 <u>ただし、第1項第6号のうち、事業協定書第69条又は70条に基づき事業協定書が解除された場合はこの限りではない。</u>
第16条 第4項	3	乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。	乙は、甲が第1項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。 <u>ただし、第1項第6号のうち、事業協定書第69条ないし第73条に基づき事業協定書が解除された場合はこの限りではない。</u>
第17条 第2項		乙は甲に対し、第3条に定める貸付期間が満了する日の1年前までに、建物の取壊し及び <u>建物賃借入の明渡し等</u> 貸付物件の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。	乙は甲に対し、第3条に定める貸付期間が満了する日の1年前までに、建物の取壊し及び <u>賃借人の退去等</u> 貸付物件の返還に必要な事項を書面により報告しなければならない。

別紙5 東京国際空港第2ゾーン整備・運営事業に係る国有地の貸付 事業協定書 (案)

条項	頁	修正前	修正後
第34条 第4項	15	事業者は、前項の規定に基づき、国より是正要求を受けた場合、速やかに是正をしなければならず、かかる是正の結果について国に報告し、確認を受けなければならない。	事業者は、前項の規定に基づき、国より是正要求を受けた場合、 <u>事業者が是正要求の内容を確認し、合理的だと判断した場合は速やかに</u> 是正をしなければならず、かかる是正の結果について国に報告し、確認を受けなければならない。
第78条	29	第69条及び第70条により	第69条又は第70条により
第90条 第2項	32	事業者は、担保設定にかかる契約を金融機関等との間で締結する場合、国の承諾を得ることを <u>協定書締結</u> の条件とする。	事業者は、担保設定にかかる契約を金融機関等との間で締結する場合、国の承諾を得ることを条件とする。
第92条 第1項	32	国、事業者が、本協定に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日（本条において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、国については、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を、事業者については、国の債権に関する遅延利息の率（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。	国、事業者が、本協定に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき履行すべき日（本条において「履行期日」という。）の翌日（同日を含む。）から当該金銭債務の支払が完了した日（同日を含む。）までの期間の日数に応じ、国については、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和24年大蔵省告示第991号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息を、事業者については、国の債権に関する遅延利息の率（昭和32年大蔵省告示第8号）に定める履行期日時点における率を乗じて計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。